

# あなたの家は安全ですか？

災害による被害をできるだけ少なくするために、まず家の中と周りから安全対策を行いましょう。

## 家を点検する

### 一戸建てでは

#### 屋根

- 不安定なアンテナや屋根瓦は補強

#### ベランダ

- 手すりに鉢植えは置かない
- 常に整理整頓

#### 家の周りの飛びそうな物

- 台風時には、家の周りの飛びそうな物を家の中に入れるか固定する

#### 燃料

- プロパンガスや灯油貯蔵タンクは、地震時に倒れないよう固定

#### 雨どい・側溝

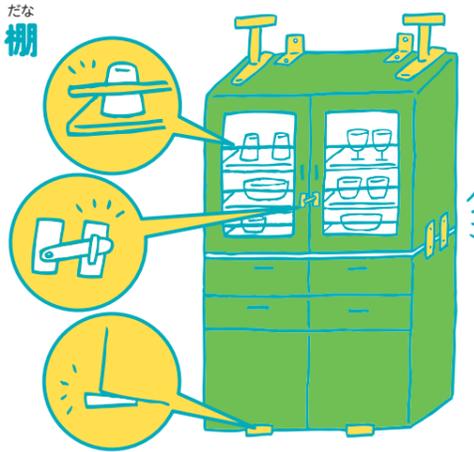
- 壊れていれば、修理
- 雨水が流れるよう、ごみを掃除

#### ブロック塀・門柱

- 土中に基礎部分がないものや鉄筋が入ってないものは補強
- ひび割れや鉄筋のサビは修理

#### 本棚・タンス・食器棚

- つっぱり棒やL字金具、支え棒などで固定
- 開き戸には飛び出し防止フックなどをつける
- 家具の下にすべり止め板などをさしこむ
- ※折りたたんだ新聞紙も効果あり
- 上にものを置かない



#### テレビ・パソコン

- 低い場所に置き、金具で固定

#### 消火器

- 取り出しやすく分かりやすい位置に置く

#### 寝室

- なるべくものを置かない

## 集合住宅では

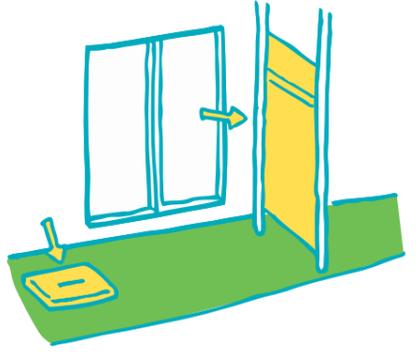


#### 通路や踊り場などの共有部分

- 逃げ道となるので、自転車や古新聞などを置かない

#### ベランダ

- 非常脱出口の使い方を確認
- 非常脱出口の周りや上に物を置かない



#### 防災施設・消火設備

- 消火器や火災報知器、屋内消火栓などの位置や使い方を確認

## 家の中では

#### 窓ガラス

- テープで窓を補強する
- 飛散防止フィルムを張る
- ※厚手のカーテンも効果あり



#### 玄関

- すぐ逃げられるよう、自転車やベビーカーなど大きなものは置かない

## 阪神・淡路大震災

### 死亡原因の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒

壊れた住宅の多くは旧耐震基準の建物に集中していました。今後起きる地震に備えて耐震診断、改修を行いましょう。

※旧耐震基準とは…建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年(1981年)5月31日までの建築確認において適用されていた基準

## 安心+茨木市の防災

### 補助します 耐震診断・設計・改修・除却

対象は平成12年5月31日以前に建築確認を受け、建てられた木造住宅

- ※1 除却・非木造は昭和56年5月31日以前
- ※2 除却とは…耐震性の低い木造住宅を一戸(長屋や共同住宅の場合一棟)すべて取り壊すこと

市では市内建物の耐震化率95%という目標を掲げ、建築物の耐震診断・耐震改修を促進しています。

詳しくは、茨木市都市整備部居住政策課(市役所南館5階) 電話 (072)655-2755

までご相談ください。

出前講座を開催 市職員があなたのまちに伺います